

李承晩政権の在日コリアン国民登録政策

——日韓予備会談から第一次会談を中心に——

関 智 焄

- I. はじめに
 - 1. 問題の所在
 - 2. 先行研究
 - (1)李承晩政権の在日コリアン政策の先行研究
 - (2)日韓会談をめぐる在日コリアンの法的地位に関する研究
- II. 李承晩政権の在日コリアン国民登録・管理政策
 - 1. 在日朝鮮人居留民団結成と韓国政府の関係形成
 - 2. 李承晩の民団に対する態度
 - 3. 初代韓国大使鄭翰景と民団との関係
 - 4. 鄭桓範大使の地方事務室設置
 - 5. 韓国政府と民団の在日コリアン国民登録政策
- III. 日韓会談をめぐる在日コリアンの国民登録問題の認識
 - 1. 日韓会談以前の在日コリアン国籍認識
 - 2. 韓国政府の在日コリアン国民登録をめぐる法的地位の問題認識
- IV. 韓国政府の在日コリアンの法的地位に臨む政策変化
 - 1. 日韓会談からみる韓国側の共産主義者識別の動き
 - 2. 日韓の韓国国民登録をめぐる居住権申請の意見
- V. おわりに
- VI. 参考文献

I. はじめに

1. 問題の所在

戦後朝鮮半島の南側を占領した在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁は、南側の住民を北側と明確に識別するために住民登録を行った。大韓民国（以下、韓国）の国家樹立後、李承晩政権がこの制度を受け入れてから、韓国政府が求めている国民識別政策（親米主義、韓国政府を志向する者を中心に優先登録）を行った。このような韓国国民としての登録は、在日コリアン¹⁾社会にも与えられた課題として動いていた。

朝鮮半島に二つの国家が樹立されたことにともない、在日コリアン社会にはアイデンティティ上の混乱がもたらされた。当時最も大規模な在日コリアン団体であった在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）は、韓国ではなく朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）を支持していた。

韓国政府は在日コリアンを直接に管理できなかったの
で、韓国政府を支持していた在日本朝鮮居留民団（以下、民団）と協力して国民登録と管理・保護にあたって
いた。

当時、戸籍による国籍表記は日本政府が管理していた
ので、韓国政府には在日コリアンの国籍を明確に決める
権限がなかった。これにより、韓国政府はまず日本に設
置した各地方の事務室で、民団の協力を受けながら韓国
国民登録を行い、在日コリアンは韓国と同民族である
という理由で、新生国家の国民として登録対象になった。
本稿では韓国政府が行った初期の政策を論じるために、
このような政策を「国民登録政策」とし、李承晩政権が
意図した在日コリアンの識別について考察してみる。

今までの在日コリアン政策研究は日本政府とGHQを
めぐる問題に関心が集中しており、韓国政府が行った在
日コリアン政策、特に国民登録と管理体制に関する研究
はあまり進んでいない。それはなぜなのかが、筆者の間

題意識である。

まず、金太基²⁾、鄭印燮³⁾、金奉燮⁴⁾ら多くの研究者の研究から確認してみると、在日コリアンの韓国国籍は、韓国国民の証であるにもかかわらず、従来その起源に関して集中的になされた研究が少なかったことが分かった。そして、在日コリアンの韓国籍の起源に関しては、李承晩政権の政策を検討する必要があるが、現在この研究があまり進んでいないのが現状である。

今まで扱われた李承晩政権の在日コリアン政策研究を検討してみると、反共イデオロギーを導入する動きはあったものの、彼らの生活に関しては無関心な政策であると論じられてきた。無関心であると論じられても、在日コリアンの国民としての登録を行った要因は、アメリカ政府が求めている共産主義者の識別である。当時、李承晩政権はアメリカの物資支援を受けている状況だったので、アメリカが求めている反共政策に従うしかない状況であった⁵⁾。

このようなアメリカの反共政策は日本と韓国の植民地問題清算にも影響を与えた。共産主義国家の勢力に対抗する勢力構築のために、日本と韓国との円滑な同盟関係が必要であった。そのためにアメリカの要請により日韓会談が行われ、在日コリアンの処遇問題もそこに含まれていた。

本論文ではとりわけ、在日コリアンの政策について韓国政府がどう考え、どう取り扱おうとしたのかについて考察する。韓国政府による国民登録と管理体制は国民統合という側面よりも、李承晩政権の成立過程の複雑さにより、在日コリアンの日本における法的地位を結果的にきわめて不安定なものにしてしまったという側面がある。これまで、在日コリアンの法的地位の成立過程についての研究はおもに日本やGHQ側からの分析がなされてきた。本稿では2005年に韓国で公開された日韓会談関連の外交文書により韓国政府が在日コリアン政策についてどのような問題意識をもって動いていたのかを、とりわけ国民登録政策を中心に明らかにしようとするものである。

2. 先行研究

(1) 李承晩政権の在日コリアン政策の先行研究

戦後の在日コリアン政策史を分析した金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題（SCAPの対在日朝鮮人政策1945～1952年）』（1997）は、日本政治における在日コ

リアン問題の形成要因を分析するために、GHQ文書を中心に検討し、加えて日本、韓国、GHQの間に形成された在日コリアンの政策について分析した。金太基「韓国政府と民団の協力と葛藤関係」（2000）は、解放以後韓国政府の政策が在日コリアンにどのような影響を与えたのかという問題意識に基づき、韓国政府による民団との関係構築過程を検討した。このような研究を基盤として、盧琦雲^{ノギョク}「民団の本国志向と韓日交渉」（2010）は、民団の本国志向における韓国政府の政策問題について、民団の内部で行われた在日コリアンの育成と親日派問題の処理の観点からとりあげている。

このような韓国政府による政策について金奉燮「李承晩政権の時期における在外同胞政策」（2010）は、在日コリアンを在外同胞（国民）とする視角からこれまでの李承晩に対する否定的な視角を避け、韓国政府と外国国民の関係形成過程を検討して、どのような政策であったのかという問題意識に立脚して行われた研究である。在日コリアンの政策に関しては、韓国政府の民団育成問題に関しての当時の具体的な政策について、北朝鮮から支援を受けていた朝鮮総連の育成との比較を通じて、韓国政府が北朝鮮と総連の動きを牽制するためにおこなった側面のある支援状況とともに詳細に論じている。

(2) 日韓会談をめぐる在日コリアンの法的地位に関する研究

2005年に韓国で公開された「韓日会談外交文書」を基礎資料とした研究が次々と発表されているが、日韓会談の中で行われた在日コリアンの法的地位に関する議論と韓国側の認識についての分析を行った金鉉洙^{キムヒョンス}「日韓における韓国政府の在日朝鮮人認識」（2010）は、韓国政府（李承晩、朴正熙政府）の在日コリアンの認識を確認するために、日韓会談文書を利用して行った研究である。

他の視点からアプローチした研究としては、張博陳^{チャンバクテン}「韓日会談における在日韓国人の法的地位交渉の問題点検討—韓国政府の認識と対応を中心に—」（2009）が、韓国政府が日韓会談時に大韓民国国籍法の理念を根拠に在日コリアンの国籍問題にたいしていかなる主張をしたのかについて論じており、韓敬九^{ハンギョング}「韓日法的地位協定と在日韓人問題」（2010）は、韓国政府の法的地位に関する態度は、在日コリアンの権益よりも国益が優先するものであったと結論づけている。李誠^{イソン}「韓日会談（1951～65）と在日朝鮮人の国籍問題—国籍選択論から帰化論

まで」(2013)は、韓国当局の在日コリアンの国籍問題に対する主張の変化について分析している。李誠「韓日会談の在日朝鮮人の法的地位(1951~1965年)」(2013)は在日コリアンの法的地位に関して、日本政府と韓国政府の日韓会談文書の内容について、当時の状況を踏まえて再解釈した研究である。彼の研究内容は外交関係に焦点をあて、在日コリアンの法的地位問題を明らかにした。一方で、崔永鎬「解放直後在日韓人団体の本國志向の性格と第一次韓日会談」(2010)は、盧琦雲が主張する民団の本國志向の視角を説明したうえで、日韓会談の中での对在日コリアン認識と民団による日韓会談への介入に関する問題を扱った研究である。

このような韓国政府側の考えだけではなく、日本側の意見を含めた論考としては、吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉—国籍・永住許可・退去強制問題を中心に—」(2011)がある。これは日韓双方の共通点と相違点を説明しながら両国の意見調整過程に関して論じられた研究である。

II. 李承晩政権の在日コリアン国民登録・管理政策

1. 在日朝鮮人居留民団結成と韓国政府の関係形成

1945年11月「朝鮮建国促進青年同盟(以下、建青)」は朝鮮半島の統一を目標として、「自主独立国朝鮮建設」という趣旨より⁶⁾、アメリカとソ連によって分割されている祖国の統一が目的であることを表明した。以後、建青は反共活動を推進し、同胞にたいしては朝連と同様に歴史や言語を中心とした民族教育を行ないながら、朝鮮人の民族育成のために活動を展開した。さらに1946年1月、左傾化していく朝連に反発して分離独立した活動家たちが、「新朝鮮建設同盟(以下、建同)」を結成した。建同を結成するときに、彼らは日本でカリスマ的存在と言われた朝鮮独立運動家朴烈^{パクヨル}を団長に立て、建青と共に反共主義運動を始めた。以後、建同は建青を指導する立場として活動し、10月には建同と建青が合同して「在日本朝鮮居留民団(以下、朝鮮民団)」へと改称した⁷⁾。

一方、朝鮮半島では在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁と李承晩を中心として、まずは南朝鮮だけの単独政府樹立が進められていた。当時の民団の大部分の者はこれに反対意見を表明していた。しかし、民団の団長である朴

烈は、南朝鮮の単独政府樹立を支持したのである。1948年8月15日、大韓民国が樹立することになり、朴烈は韓国の単独樹立を祝う単独政府樹立式に参加して李承晩と対面した。李承晩は、朴烈との対面をきっかけに、朝鮮民団を韓国政府が唯一認める日本の民族団体であると、名称も「在日本大韓民国居留民団(以下、民団)」へと変更した⁸⁾。

2. 李承晩の民団に対する態度

1948年、韓国政府樹立記念式に参加したマッカーサー司令官に対する答礼として、李承晩大統領は同年10月19日に日本を訪問することとなったが、ここでは李承晩大統領と日本の在日コリアンの団体である民団がいかにして接近していったかについてみていきたい。

当時の民団は朝連と比較した場合、組織的に見ても財政的に見ても弱小団体であった。李大統領の訪日時、民団は厳しい財政状態ながらも大統領を迎えようと歓迎式典の準備をした。しかしながら、李大統領は保安上の理由からこれに出席をせず、韓国の初代大統領を一目見ようと集まった数千の在日コリアンは失意のうちに帰宅した。その翌日、大統領は民団の関係者だけが集まった歓迎式に参加はしたものの、演説のなかで彼は異郷で暮らす在日同胞の抱える諸問題に対して関心を払うことはほとんどせず、反日感情を刺激するような内容に終始した。このような日本における李承晩大統領の言動に失望した者は少なくなく、このときに少なからぬ民団員が脱退することになった⁹⁾。

李大統領は在日同胞に対して冷徹ともいえる態度をとり、信頼も勝ち得なかったわけであるが、どのようにして在日コリアンを在外「国民」として本国の国民管理体制のなかにとりこんでいったのであろうか。この問題についてさらに詳しくみていく。

3. 初代韓国大使鄭翰景と民団との関係

李大統領は、1948年10月の訪日時にマッカーサーと会談を行い、韓国代表部を日本に設置することに合意し、初代駐日韓国大使には李大統領とともにアメリカで独立運動を行った彼の側近である鄭翰景^{チョンハンギョン}を任命した。鄭本人としては喜んで大使の仕事を引き受けたわけではなかったようで、東京に行くよりも米国へ帰って仕事したいと李大統領に訴えている¹⁰⁾。

いずれにせよ鄭翰景駐日大使はSCAP(GHQ)の幹

旋により10月24日に東京の帝国ホテルに臨時事務室をおき、これをもって駐日韓国代表部の開設とした。就任したはいいものの、当時鄭翰景大使は日本についての知識が不足しており、日本国内における情報提供者が必要な状態であったが、民団との関係はこじれており朴烈団長との関係もよくなかったようである。二人の関係がどのようなものかについてははっきりとは断定できないものの、金太基によれば、朴烈が鄭大使を非難する内容の書簡を李大統領に送ったと鄭大使が誤解していたことから推して、彼らの関係が決してよいものではなかったという。結局、李大統領は鄭大使が民団との間に協調的な関係を構築できなかったとして、在日コリアンに対する彼の管理能力不足を詰責するかたちで、1949年2月14日召還通知をくだし、大使は辞任におこまれた¹¹⁾。初代駐日大使の選定はこのように失敗に終わったと評価される。

4. 鄭桓範大使の地方事務室設置

大韓民国における国籍法制定時(1948年12月20日、法律第16号)、在日コリアンの国籍問題に関する李承晩政権の基本的立場としては、日本で生活してきた歴史的特殊性を考慮し、大韓民国国籍保持者として日本で安心して暮らすことができる法的地位を付与するというものであった。日本においても民団が「大韓民国国民登録実施」という宣伝文をうって、朝連に加入している在日コリアンを大韓民国国民の登録へと誘導しようとした¹²⁾。在日コリアンの国民登録を行うために、鄭翰景大使の後任として任命されたのが鄭桓範^{ジョンファンボン}であった¹³⁾。彼は1949年3月1日正式に大使に任命され、即日渡日し任に就いた。鄭桓範大使が就任して、韓国連絡代表部は駐日韓国外交代表部へと名称が変更された。

鄭桓範の大使としての最初の仕事は大阪に事務所を開設することであった。開設の理由としては、関西地域には多くの在日コリアンが集住しており、在日コリアンの商業活動の中心地であることがあげられるが、朝鮮米軍政庁時代に使われた大阪連絡事務所は閉鎖せず、大阪事務所が開設されるまで存続させることがとりきめられ、GHQの協力のもと大阪事務所が設置されることになったのである。大阪に次いで在日コリアンが多く居住している名古屋、神戸、福岡の各地域にも韓国代表部の事務所が開設されるようになったが、占領当局にとっても在日コリアン問題を扱ううえで大いに役立つのでGHQは

基本的に協力的であったといつてよい。

こうした事務所の開設業務も韓国政府からの指示に基づいてなされたと考えられるが、問題は、韓国政府がそのための財政的な援助を行わなかったということである。建国してわずか数か月にしかならない韓国の国家財政事情は依然困窮しており、鄭大使は事務所の開設運営にあたって、日本で自ら資金を調達しなければならなかった。しかし彼にそれだけの資金があるわけでもなく、結局彼が頼りにしたのは在日コリアン事業家であった。

鄭桓範は民団には頼らず、地方の在日コリアン実業家と直接接触したが、当時極度に制限されていた韓国行き旅券の発給を約束することを引き換えに彼らの支援を受けることに成功した。韓国当局は事務所開設にたいする財政的援助はしなかったとはいえ、このように彼が実業家に接近したのは、朝鮮人企業が北朝鮮に協力していた朝連側に取り込まれるのを防止し、彼らが経済力をもって大韓民国に貢献するよう対策を立てることを政府が鄭大使に指示したからだという見方もされている¹⁴⁾。

5. 韓国政府と民団の在日コリアン国民登録政策

ここで鄭桓範大使と民団との関係についてみてみよう。李大統領の訪日後から深刻となった民団の財政問題は解決されず、また、それに影響されて朴烈の民団内における指導力は失墜してゆき、結局1949年2月に民団団長の職を辞任することとなった。鄭翰景前韓国代表部大使は、任を解かれてからしばらく日本に滞在していたが、彼は反朴烈勢力と組んで民団第6回大会で民団団長に選出された。副団長には民団から離れて反朴烈運動を展開していた元心昌^{ウォンシムチャン}が就任した。ちょうど朴烈辞任と反朴烈の民団組織が形成される過程で大使に就任した鄭桓範にとって、民団との関係を構築するのは容易なことではなかった。先にも触れたように鄭桓範自身が大阪事務所を維持する資金などを工面するために一部の実業家とだけ接触を持ち、民団とは一定の距離を置いたことで民団では鄭大使に対する批判が自然に高まり、双方の関係はこじれる一方であった。もちろん、それだけの理由ではない。そもそも前団長であった朴烈以外の団員は韓国政府樹立に反対していたし、李承晩が訪日したときの態度など様々な要因が重なり不満をつのらせていた民団員にとって、鄭大使の態度は怒りを呼び起こすスイッチになったのである。

こうした関係は、鄭翰景がアメリカに発ってしまい、民団団長も交代したことで修復されることになる。6月に開かれた民団内の会議で、当時鄭桓範を支持していた神戸の経済人曹圭訓チョギョフンが団長に選出され、それに与した朴烈も再び民団の指導力を握ることとなったのである¹⁵⁾。このような韓国当局と民団の関係修復は、大韓民国政府が在日同胞を在外「国民」として取り込む上で大きな推進力となった。

以後、8月1日に大韓民国の外務部令第4号在外国民登録令によって、在外国民登録が実施されるにともない、11月2日には大韓民国登録のために民団が領事業務の一部を受けて登録事務が開始された¹⁶⁾。在日コリアンを韓国の国民として登録するために、李承晩は「在外国国民登録令」を1949年6月に発令し、在日コリアン全員の国籍表記を朝鮮から大韓民国に改正するようGHQを通じて日本政府に要請した。これを受けて日本政府は、外国人登録時に「朝鮮」と「大韓民国」を分けて登録することに同意した¹⁷⁾。11月鄭桓範大使は民団の協力を得て、国民登録の申請受付を開始した¹⁸⁾。以後、国民登録、戸籍、帰国事務などの行政事務における管理機関として駐日韓国代表部が民団の中央総本部、現本部、支部を通じて民団所属の在日コリアンを体系的に管理した¹⁹⁾。

このような登録政策が施行される中、鄭桓範が関心の対象にしていたのは成功者たる一部の企業家などにかぎられていたので、在日コリアンの中には彼の政策に不満を持つ者も少なくなかった。このような民団の批判勢力が同年12月12日の夜、大使官邸を包囲して鄭桓範を脅す事件が発生した。大韓民国政府はこの事件をうけて、1950年に入って大使を呼び出し、最終的に1月15日鄭桓範は辞任した²⁰⁾。

鄭桓範の辞任後、その後任に大統領の義兄弟である申興雨シンフンウが任命されたものの、3ヶ月をまたずして4月に急に辞表を出して帰国した。この辞任の背景としては、業務中、李大統領と意見があわなくなったこと以外詳しいことはわからない。さらに申の後任として金龍周キムヨンジュが5月に就任したが、彼は国民登録のための政策には力を入れず、朝鮮戦争に際して民団員を兵力補充のために動員し、日本内にいる共産主義者の強制退去に尽力した²¹⁾。このように大韓民国当局は登録事業を通じて在日コリアンを「大韓民国国民」へと統合しようとしたわけであるが、繰り返される大使の交代劇や民団との不和

など前途多難な状況であった。こうしたなか、韓国政府は国民登録事業の徹底のために、在日コリアンへの働きかけだけでなく、日本政府に対しても在日コリアンを大韓民国国民と認識させるような法的措置をとるよう要請していた。

1951年に入ってから、外国人の国籍変更申請は当該国の官憲が発給する国籍証明書さえあれば、日本政府が行うということになった²²⁾。しかし、日本の行政において韓国の国号が法的実効力をもつようになってから、外国人登録を行った在日コリアンは全国で55万3430名であり、そのうち朝鮮籍での登録者は46万8110名、韓国籍は8万5320人にとどまった²³⁾。このように韓国籍への登録状況が低調であった理由のひとつとしては、先に触れた訪日時における李承晩大統領の演説によるところもあると思われる。

Ⅲ. 日韓会談をめぐる在日コリアンの国民登録問題の認識

1. 日韓会談以前の在日コリアン国籍認識

大韓民国の樹立をみて、1951年10月20日、GHQ占領下の日本との間で日韓会談がもたれた。冷戦体制のもとでの「反共協力」と「日韓通商協定」を構築する必要があったからだが、協定を結ぶためには、まずは日本の植民地支配が残した問題を解決する必要があった。その一つが在日コリアンの法的地位問題であった²⁴⁾。

1951年8月、日本政府は日韓会談が開かれる前に在日コリアンの国籍処理問題について本格的な検討を行った。平和条約締結のための講和会議が9月にサンフランシスコで開かれる予定であり、日本の主権回復がすぐそこまで近づいてきた時期のことである。

国籍法を管掌する日本の法務部民事局は、8月6日、「平和条約による国籍問題の処理要領」という文書を作成して、(1) 在日朝鮮人は平和条約の効力発生と同時に日本の国籍を失う、(2) 朝鮮戸籍の登録者を朝鮮人とする、(3) 平和条約発効後、朝鮮人の日本国籍取得はもっぱら、国籍法の帰化規定による、といった3つの方針を確認した。

平和条約の発効と同時に日本国籍を失い、日本国籍取得は帰化を通してのみ可能であるという内容は、外務省中心に検討されてきた既存の方針をそのまま踏襲したものである。新しい制度は、戸籍の差異を根拠として、朝

鮮人の範囲を確定することである。

植民地時代の日本人と朝鮮人には違う戸籍制度が適用されていた。日本人は日本の戸籍法に基づいて内地戸籍に登録されており、それに対して朝鮮人は朝鮮半島に住んでいようが日本に住んでいようが朝鮮総督府が制定した朝鮮戸籍令に基づいて朝鮮戸籍に登録されていた。そのため、在日朝鮮人を根こそぎ日本国籍から離脱させるためには、こうした戸籍の差を利用するのが最も簡単な方法だった。このような民事局の方針について外務省も同意の意思を表した²⁵⁾。日本側が主張している国籍に関する見解をまとめると、平和条約に従う国籍問題等処理によって、朝鮮人は日本国在住者を含め全員が条約の効力発生とともに日本国籍を喪失するというものであった。

大韓民国においては国家樹立直後に国籍法が制定され、日本にいる在日コリアンにたいしてもこれが適用された。したがって、韓国籍を有する在日コリアンについては「日本国内の外国人である」と主張したのである²⁶⁾。国籍法を定めた韓国法務部長官である李仁^{イ・イン}は以下のような見解を表明している。

三・一独立精神²⁷⁾を継承する我々にとって、8月15日以前に国家が存在しなかったのかと言われれば、国家はあったと思う。(中略)大韓民国国民は、昔から精神的に法律的に国籍を持っていたのである²⁸⁾。

この見解をもとに張博陳は、韓国政府の考える国家とは三・一独立運動の精神を体現した「国体」を意味していたと指摘している。すなわち、「李仁長官の発言は単なる政府の見解を乗り越え、当時の韓国国民の心情を代弁した言葉であり、かつ、三・一運動を継承した大韓民国政府は1948年8月15日に樹立されたが、国家自体はそれ以前から存在していたと考えてよい。したがって、韓国国籍を持っている人もやはり国籍法が訂正される前から存在してきた」と主張しており、三・一運動の精神性をひきついでるのは北朝鮮ではなく韓国であり、それゆえ韓国が国家としての正統性をもつというのが大韓民国の理論だとした。

この李仁の見解は、結局在日コリアンも三・一独立運動の精神を継承した存在であるという意味でもともと「韓国人」なのであり、「日本国籍」保有者ではないとい

う主張へつながっていった。したがって国民登録をした者は大韓民国の国籍法が適用されているというのである²⁹⁾。

2. 韓国政府の在日コリアン国民登録をめぐる法的地位の問題認識

初期の国民登録時に韓国国民として登録された在日コリアンは圧倒的に少なかったことは先述した通りであるが、その状況については、当時日本との外交関係を担当し、後に日韓会談代表に抜擢された兪鎮午^{ユジン}が会談の準備のために1951年9月に渡日した際の記録、「日本出張報告書³⁰⁾」において「在日韓国人の登録問題」の項目の中に記述が残されている。

この資料を見ると、在日コリアンの大韓民国国民登録数は韓国人としては「8万である」と書かれており、登録されている朝鮮人が「50余万である」と言われていることから、成績が良くないと自覚と、国民登録がすなわち反共の防波堤としての役割を果たすであろうという認識が存在していたことがみてとれる。韓国政府の立場としては未登録者の国籍を無国籍扱いにはせず、全在日コリアンを大韓民国の国籍として扱おうとしていた。当時、李承晩はすでに韓国国籍を取得している者を除いた多くの在日コリアンが、北朝鮮国籍あるいは日本国籍を選択するかもしれないという危惧をいだいており³¹⁾、文書にも「未登録者も韓国国籍を有する者として処理しなければならない」という記述が残されている。当時、朝鮮戦争によって極めて激しい南北関係となっていた状況において、韓国政府による国民識別政策の面では、日本内の識別を「どのように処理するか」が重要な問題となっていたことがうかがえる³²⁾。

ところが1951年9月26日、韓国の外務大臣が駐日大使に送った「在日韓僑³³⁾の国籍及び居住権問題に関する件³⁴⁾」という起案文には「在日僑胞の国籍及び居住権問題に關しては、日本政府と交渉する案□□般指示しているが、本件問題に關しては、将来□対日本基本的な諸問題解決段階同時に解決爲計であり、緊急な問題ではないと思料されるため、日本政府との交渉は本部の別途の指示があるまで、中止することを敬望します」と記録されているのである(□は判読不能)。兪鎮午によって在日コリアンの国民登録と反共政策との関連性が認識されていたにもかかわらず、本国の外務大臣はこの段階では「緊急な問題ではない」として、あまり積極的でな

かったことがわかる。

しかし10月8日付の「在日韓僑の国籍や居住権問題に関する審議件」³⁵⁾をみると、韓国側が日本側に出した要請のなかに、在日コリアンの法的地位に対する韓国当局側の取り扱いに変化があったことが確認できる。ここにあって韓国当局は「一定期間内に韓国の国籍を選択ができる権利即ち国籍選擇権を賦與して韓国の国籍を選択した韓国人を日本に永久に居住ができる権利」を在日コリアンに与えるように日本に働きかけようとしていることがわかる。これは、日本に残留している在日コリアンが日本の外国人出入国管理令のもとでは追放の対象になってしまうことから、これを避けるために考え出された案といえる。しかしながら、他国の法に干渉するような形をとることは望ましくないため、苦肉の策として「大韓民國の國民は三年以内に日本の国籍を選択できるようにし、歸化の手續きにおける日本の裁量の餘地を無くすことで、追放されてしまうのではなく日本の国籍を選択して日本に居住権を得るといような方案も考慮できる」と言及している。このような発言によって、韓国政府は日本国籍の取得について前と違う姿を見せた。

IV. 韓国政府の在日コリアンの法的地位に臨む政策変化

1. 日韓会談からみる韓国側の共産主義者識別の動き

ここでは、日韓会談中に韓国政府が在日コリアンの登録問題をどのように扱ったのかを本格的に明らかにしてみる。1951年10月30日から本格的に第一次日韓会談が開かれ、「在日韓国人の法的地位問題討議のための分科委員会」がもたれた。「第一次在日韓僑の法的地位問題討議のための分科委員会経過」³⁶⁾と題された議事録を見ると、この委員会では日韓両国が在日コリアンの韓国国民登録の登録率の低さについて議論している。

韓国側はひとまず、日本における刊行物において在日コリアンを「朝鮮人」と表記していることを問題視しており、これに対する日本側の主張は、国籍欄にある「朝鮮」という表記は単に植民地出身者であるとの意味以上のものではなく、「朝鮮人」と書かれている在日コリアン全員が共産主義者というわけではないため、国籍を共産主義者か否かの識別基準にすることは難しいというものであった。しかし韓国政府からすると、このような日本

側の制度について、国籍登録欄に「朝鮮人」と表記するのは共産系の在日コリアンの韓国政府に対するなんらかの意思表示となっていると指摘した。つまり在日コリアンを「朝鮮人」と表記するのは、韓国政府に反旗を翻す表現であると考えていたのである。韓国政府は日本と韓国がいわば同盟関係にあることを強調しつつ、この件については「今後会談を行って対処してほしいと注意」し、日本側は韓国政府が全在日コリアンの責任をとる意思があれば、そうしようと答えている。このような韓国側の発言を見ると、日本内の戸籍に「朝鮮」と登録された者を共産主義者として明確に扱ってほしいとする立場であった。

このように日韓会談で行われた在日コリアンの法的地位問題は、両方の意見がなかなかあわない状態で進行していたが、11月30日の法的地位分科委員会で若干の転機がおとずれる³⁷⁾。このとき日本側は「韓国政府が在日韓人に登録証のようなものを発行する計画であるという話を聞いたが、事実であるか」と質問したのに対し、韓国側が「駐日代表部（駐日大使館または領事館）で登録をして証明書を発行し、次に基づき永住権を認めると、よいのではないかと、むしろ永住権と繋がる登録策を提案したのである。

この件に関する日本側の反応は、登録を拒否する「共産系韓人に対する措置」についていかにすべきかというものであり、韓国側は「悪質共産分子追放には賛同」している。このように、もともと正反対のベクトルをもっているはずの大韓民國国民登録の問題と日本における永住許可の問題がリンクして語られるようになっていくのである。

このような話は、日韓会談が開かれた直後、1951年10月27日の文書「出入国管理令を韓国人に適用する場合の諸問題」を検討した李誠の論文でも確認することができた。同文書には、「(1) 韓国駐日代表部が発給する国籍証明書を提出する者にのみ永住権を与え、本人の申請を基礎として個別を審査する。(2) この文書の提出がない者は3年期限付きの在留権を与え、その期間の更新は認めない。(3) 出入国管理令に規定された素行、すなわち善良で独立生計維持能力があれば永住許可要件は緩和すること」³⁸⁾と書かれている。

これについて、韓国政府が認める善良な在日コリアンには永住権を簡単に与えるが、韓国国民を否定する人には期限を定めて在留権を与えた後、最終的には韓国に送

還させてから、厳密な識別しようと考えていたと李誠は指摘している。

12月3日に行われた会議の議事録を見ると、韓国側に在日コリアンの居住権問題についてどのような思惑があったのかを知ることができる³⁹⁾。そこに記録されているように韓国側の兪鎮午代表は、在日コリアンが韓国国民として登録されたら、「永住許可が出るようにしてほしい」と日本側に要請した。この要請の背景には、これまで思ったように国民登録数が伸びなかったのは、登録をしようがしまいが在日コリアンの生活にはなんら影響がなかったからで、韓国国民登録をすれば日本での永住権がえられるとなれば、国民登録をする者が増えるはずであるという韓国側の思惑が根底にある。つまり、国民登録をすることでなんらかのメリットがあれば、登録数も伸びるであろうと見込んでいたことと、現行の制度では在日コリアンが国民登録をするべき動機づけに欠けるという認識が韓国政府側にはあったということである。

ここで興味深いのは国民登録という本来は内政上の問題であるはずの案件を、日本の永住権とからめて解決しようとしている点である。このことは在日コリアンの歴史的政治的特殊性に起因するものであるが、こうした韓国の要請に対して日本側は「日韓両国が協力して好成績を上げたい」と歩み寄る姿勢を見せながらも、登録の徹底については経費や労力の面から無理があると懐疑的な立場をとっており、「無登録者がたくさん出ないように研究して欲しい」と述べている。その後、7日の会議では、こうした日本側の意見について韓国側は、「居住権に関しては登録という重大な問題があるので、本国政府と具体案を妥結しなくてはならないだろうが、ともかく韓国が登録を行い、登録者に対し永住権が与えられればすべて解決する問題」⁴⁰⁾ であるとして、日本側に永住権の付与について催促している。12日の会議では、協定が締結されたときの効力発生日時をいつにするかという日本側の質問に対し、韓国側は「対日講和条約発効日」になるかも知れないと答え、日本側は国籍問題については「国籍問題は国内法だけでは規定できない問題であり、処遇問題は国内法で対処できる問題だと思う。したがって、国籍問題解決（すなわちこれは韓国人でこれは日本人であると決めること）がなければ無意味であると思われる」と語っている⁴¹⁾。つまり講和条約の締結後、韓国の国籍法が適用されて韓国国民に登録されてい

る在日コリアンには、日韓会談の中で決定された法的地位の内容が適用されるというのである。

2. 日韓の韓国国民登録をめぐる居住権申請の意見

日本側は18日の日韓会談を通じて、韓国側の意見をまとめた上で、在日コリアンの法的地位についてどのような意見を述べている。国籍については「在日韓国人の日本国籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ当該国籍国の国内法によって決定する」と述べ⁴²⁾、韓国側が国民として登録していた者については韓国国籍として認めるとした。居住権問題については「永住許可を得ようとする者は韓国側が発給する証明書を添付して、日本側の当局にその申請をするものとする」と言い、永住権の申請期間には1年の期間を与えるとした。

12月18日の会談において居住権の問題がある程度合意に達したので、申請期間についての討議が行われた。日本側は申請期限を1年とすると述べたが、韓国側は1年以上の長期にする必要があると答えている。日本側はこれについて「遅すぎると韓国代表部に登録するのが遅くなりやすい。(中略)申請を1年にして、許可は事後に行うことにする。また1年にしておいて、もし韓国側の都合で遅れる場合、韓国側の要求によって3、4ヶ月間延期すればよいと思うので、それにたいする用意もしてある」⁴³⁾ と述べている。12月21日の協議で日本政府は韓国側の要求に配慮して、永住権の申請期限を「1年を2年に延長」と述べたものの⁴⁴⁾、期限についてははっきりと決定されたわけではなかった。この会議では韓国政府が韓国国民登録居住者に対する強制退去権限を持つことを要求したが、日本政府は「居住権を認める代わりに、追放は国内の問題であるため日本の主権を侵犯する協定は結べない」と答えている⁴⁵⁾。このように国民登録をした日本居住者に対する強制退去の権限を求めた理由は、共産主義者をえり分けるという目的があったと考えられる。

生活保護を受けなくてはならない貧困な在日コリアンについて日本側が韓国側に責任を任せる提案について、韓国側は「韓国は現在戦争中であるために貧困者の保護を望んでいるわけだが、韓国人はその他の外国人とは別個の特殊外国人であるために(その保護を)我々が要求しているのだが、日本側の根本的思想が間違っているのである。日本の厚生省は戦争で困っている本国に貧困者を放逐するつもりなのか」と反論した。当時の韓国政府

予算の支出の中心は、国防と治安をに重点が置かれ貧困者の面倒を見られるような状況ではなかったが、このような状況が文書にも記載されている。

12月30日の議事録を検討すると、日本側が提案した国籍の基準は「在日韓国人の国籍は戸籍を基準に決定」⁴⁶⁾ するとし、もし日本の国籍を取得したいときは、「日本国籍法によって行う」と言及している。韓国側の答えは、「韓国政府は日本に在留する韓国国民に対して国際法上の保護権を持っており、日韓会談において日本における彼らの処遇と法的地位について論議しなければならない」と主張しており、この会談では「国籍問題よりも、主に在日韓国人の処遇及び法的地位に関して展開」したと記録されている。

日本側の国籍基準の提案に対して、予備会談での韓国側の態度は在日コリアンの居住権などの処遇問題よりも国民登録に重点を置いていたが、1951年12月末の段階においては登録された韓国国民に対する保護権のありかたへと重点がシフトしているのである。

1952年に入り、1月21日に行われた「第23次在日韓僑の法的地位分科委員会経過報告」⁴⁷⁾ では、国籍をめぐる問題が「国籍の問題原則論を討議する必要はないと一蹴拒否した」という記録が残されており、上述の韓国側の意図を再確認することができる。

韓国側は国籍問題よりも居住権と処遇問題の解決について議論すべきであるという方向転換をおこなったのである。以後、両国は「在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協定案」⁴⁸⁾ においてこれまでの会議内容を整理し、第一次日韓会談は終結した。

このような大韓民国側の態度の変化は、これまで見てきたように国民登録率を上昇させるために、まずは在日コリアンに対してメリットになることを模索したという側面と、在日コリアンの保護については一部日本に負担させようという思惑が隠れていた。経済的な補助は日本政府に頼ろうとしながらも、統括権だけは確保しようとしている韓国当局側の動きからみて、ここで討議された在日コリアンの法的地位の確保とは、決して当事者である在日コリアンの福祉のために行われたのではなく、韓国側の国家としての利益追求が最優先されたことが見てとれる。また、韓国政府にとって在日コリアンを「国民」とする基準はきわめて曖昧なものであった。共産分子であるかどうかという点は重く見るものの、結局はどこまで信用すればいいのかわからなかったのである。韓

国政府は日本で大韓民国の国民登録はさせるものの、おいそれと帰国させようとしないという矛盾にみちた行動をとることになった。

V. おわりに

戦後、韓国籍を取得した在日コリアンは確固とした国籍を有しているにもかかわらず、「外国」に居住しているということから日韓の間では曖昧な法的地位となっている。既存の研究は、こうした法的地位の問題を主に日本とアメリカの立場から分析しようとするものが大部分であったが、2005年の日韓会談関連外交文書が公開されてからは、主に韓国内の研究者たちにより、当時の大韓民国政府が在日コリアンをどのように認識し、どのような法的地位を付与しようとしたのかという研究が進められてきた。

しかしながら在日コリアンを「国民」と認定する際に韓国当局が「国民」なるものの指し示す範疇がどのようなものであったのかについては、これといった分析がなされてきていないのが現状である。本論文は、韓国政府が在日コリアン政策においてどのような問題意識をもって動いていたのかについて、韓国政府が日韓会談の中で在日コリアンに対する国民登録政策をどのように論じていたかを明らかにしようとする問題意識から出発した。この点については、とりわけ金太基が行った、韓国政府と民団の関係成立要因についての分析に負うところが大きい。当時、韓国政府と民団の双方が在日コリアンの国民登録の窓口となっていたという事実もそこで明らかにされた。

韓国政府は日本に残された在日コリアンを国民登録したが、国民登録率は全人口に比べて4分の1以下にとどまっている。なぜこのように低い登録率となったのかというと、ひとつには日本にいながらにして韓国国民として登録されるメリットを在日コリアンが感じていなかった点が大いだが、韓国当局が在日コリアンの現状についてほとんど無知なまま施策を進めようとしたことがこうした結果を生んだといえる。

日韓会談の記録を丹念に見ていくと、韓国当局による在日コリアンへの不信感といかに管理をしていくべきかという苦悩が散見される。日韓会談の韓国側代表であった兪鎮午が、在日コリアンの登録問題をめぐって在日コリアンの共産主義者識別についての問題意識を提示して

いることからわかるように、韓国側は在日コリアンの法的地位問題についてある程度の重点をおいて会議に臨んでいた。日韓会談においてとりあげられた在日コリアンの法的地位の問題についての金鉉洙、張博陳、李誠、吉澤文寿など多くの研究者がとりあつかってきたが、そのほとんどは法的地位をめぐる日韓両政府の意見の差異と韓国政府が在日コリアンの法的地位についてどのように認識していたのかについての研究であった。

韓国側は低い登録率を伸ばすためには、登録者にますます法的地位に関するメリットが必要であると言及したことがそのきっかけとなっているのだが、日本政府も韓国政府の意見にある程度同意し、韓国政府が登録者の安全性を保障するならば永住権取得の便宜をはかろうということで第一次日韓会談が終わった。

ここで重要なのは、韓国政府には在日コリアンを保護するという視点は欠如しており、日本に在住する彼らを数のうえで「国民」として大韓民国に統合するところであったことである。このような韓国政府の登録政策の性格を分析すると、在日コリアンを本国民と同じ国民と認識して登録を行ったのではなく、制度上の「韓国国民」にしたてようとしていたことがわかる。要は対外的に認められるために韓国政府は一人でも多くの国民が必要であった。

結局、李承晩政権が行った在日コリアンの国民登録政策は、分断国家の正当性闘争による国民確保という側面が大きく、朝鮮民族というカテゴリーの中にいる朝鮮人が持つアイデンティティが分断国家成立によっていかに混乱しているかについて考えず、ひたすら制度的な力でこれを克服しようとするものであった。

以上、日韓会談文書から初期日韓会談の中で韓国政府の国民登録政策がどのように議論されたのかを確認した。しかし、この研究ではまだ明確にできなかった課題がある。まず、戦後直後の日本政府が韓国政府の在日コリアンの国民登録にどのように関与したのかを分析する必要がある。二つ目は分断国家の体制によって韓国から日本に密入国した人に国民登録政策がどのような影響があったのかを分析する必要がある。最後に、当時の在日コリアンが思っている国籍の意味の分析がまだ行われなかった。本論文には韓国政府が在日コリアンの勢力拡大ために行った国民登録政策を論じたが、在日コリアンの立場や視点からもその時期の登録制度についての研究が必要であると思う。在日コリアンの韓国国民登録制度の

研究を行うためには、このような課題を分析する研究をこれから行う必要があることを確認して、本研究の結びとしたい。

VI. 参考文献

一次資料

日韓会談外交文書（韓国側）

『韓・日会談予備会談：在日韓人の法的地位問題事前交渉、1951.5-9』

- 「在日韓国人国籍と、地位問題における韓国側の立場」1951年7月。
- 「在日僑胞の国籍及び居住権問題に関する件」1951年9月14日。
- 「在日韓僑の国籍及び居住権問題に関する件」1951年9月26日。
- 「在日僑胞の国籍や居住権問題に関する審議件」1951年10月8日。
- 「在日韓僑の国籍に関する協定の要綱審議の件」1951年10月8日。

『韓・日会談予備会談：本会議の会議録、第110次、1951.10.20-12-4』

- 「日本出張報告書」1951年9月10日。

『第1次韓・日会談：在日韓人の法的地位委員会会議録、第1-36次、1951.10.30 - 1952.4.1』

- 「第1次在日韓僑法的地位委員会経過」1951年10月30日。
- 「第12次在日韓僑法的地位分科委員会報告」1951年11月30日。
- 「第13次在日韓僑法的地位委員会経過」1951年12月3日。
- 「第15次在日韓僑法的地位委員会経過」1951年12月7日。
- 「第16次在日韓僑法的地位委員会経過」1951年12月12日。
- 「第17次在日韓僑法的地位委員会経過」1951年12月15日。
- 「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側の提案」1951年12月18日。
- 「第18次在日韓僑法的地位分科委員会会議録」1951年12月18日。
- 「第20回在日韓僑法的地位分科委員会経過報告」1951年12月21日。
- 「韓日会談経過報告に関する件」1951年、12月30日。
- 「第23次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告」1952年1月21日。
- 「在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協提案」1952年4月1日。

新聞及び雑誌

東亞日報

- 「避難民證明書 (피난민증명서) 洞會 (동회) 서發行 (발행)」1950年10月6日。
- 「市民 (시민) 의身分保障 (신분보장) 市民證制度實施 (시민증제도실시)」1950年10月11日。
- 「市民證交付事務廿日부터各洞會서開始」1950年10月19日。

日本語（五十音読順）

- 太田修『日韓交渉—請求権問題の研究—』クレイン、2003年。
- 姜徹『在日朝鮮・韓国人史総合年表』雄山閣、2002年。
- 加藤陽子「敗者の帰還—中国からの復員・引揚問題の展開—」『国際政治（第109号）』日本国際政治学会、1995年。
- 金栄鎬「日韓の北朝鮮政策と同盟政策」『戦争と平和（第16号）』大阪国際平和センター、2007年。
- 金栄鎬「東アジアのトライアングルにおける日韓の対外政策」『広島国際研究（第14巻）』広島市立大学国際学部、2007年。
- 金栄鎬「冷戦後の北朝鮮の対韓国政策」『国際政治（第132号）』日本国際政治学会、2003年。
- 金栄鎬「日朝交渉における日本外交の変化—「同盟と自主の狭間」の視点から—」『広島国際研究（第16号）』広島市立大学国際学部、2010年。
- 金太基『米国の対在日朝鮮人占領政策—政策形成過程を中心に—』富士ゼロックス小林節太郎記念基金、1993年。
- 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題（SCAPの対在日朝鮮人政策1945～1952年）』勁草書房、1997年。
- 国際高麗学会『在日コリアン辞典』明石書店、2010年。
- 佐藤勝巳『在日朝鮮人—その差別と処遇の実態—』同成社、1974年。
- 袖井林二郎「マッカーサー = 總理往復書簡（補遺）」『法學志林（第79巻、第4号）』法政大学法学志林協会、1981年。
- 鄭栄桓『朝鮮人独立への隘路—在日朝鮮人の解放五年史—』法政大学出版局、2013年。
- 鄭栄桓「植民地独立と人権—在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐって—」『植民地の独立と人権：在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐって』明治学院大学国際平和研究所、2013年。
- 高崎宗司『検証日韓会談』岩波新書、1996年。
- テッサ・モーリス＝スズキ／幸島理人訳「占領軍への有害な行動—敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人—」『継続する植民地主義』青弓社、2005年。
- 外村大「戦後における在日朝鮮人と日本社会」『アジアの激変と戦後日本（日本現代史第4号）』、現代史料出版社、1998年。
- 外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2007年。

- 原田泰『日米関係の経済史』ちくま新書、1995年。
- 朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、1989年。
- 松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剥奪—日本政府による平和條約対策の検討—」『東北大学法學部』法學52巻4號、1988年。
- 水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立—在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討（一）—」『研究紀要（第1号）』財団法人・世界人権問題研究センター、1996年。
- 水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立—在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討（二）—」『研究紀要（第2号）』財団法人・世界人権問題研究センター、1997年。
- 宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」『思想（第8号）』岩波書店、1985年。
- 文京洙『在日朝鮮人問題の起源』クレイン、2007年。
- 李泳采「戦後日朝関係の初期形成過程の分析—在日朝鮮人帰国運動の展開過程を中心に—」『立命館法学（5・6号（333・334号）』立命館大学人文科学研究科、2010年。
- ロバート・リケット「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策：戦後単一民族国家の起点」『朝鮮戦争と日本』新幹社、2006年。
- 吉澤文寿『戦後日韓関係』クレイン、2005年。
- 吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉—国籍・永住許可・退去強制問題を中心に—」『朝鮮史研究会論文集（第49号）』朝鮮史研究会、2011年。

韓国語（ハングル字音順）

- 金根五「在日韓国人の国籍をめぐる諸問題」『比較民俗学（第22集）』比較民俗学会、2002年。
- 金得中『パルゲンイの誕生—麗水・順天事件と反共国家の誕生—』先人、2009年。
- 金富燦「在日韓国人の法的地位—地方参政権を中心に—」『地方自治法研究（第2巻）』韓国地方自治法学会、2002年。
- 金富燦「在日僑胞「法的地位協定」の国際法的意義と問題点」『法的と政策（第18巻1号）』済州大学校法科政策研究所、2012年。
- 金奉燮「李承晩政府の時期における在外同胞政策」『博士学位論文』韓国学中央研究院、2010年。
- 金榮美「住民登録証はなぜできたのか」『내일을 여는 역사 秋号（第25号）』先人、2006年。
- 金榮美「解放以後住民登録制度の変遷とその性格」『韓国史研究（第136号）』韓国史研究会、2007年。
- 金太基「韓国政府と民団の協力と葛藤関係」『アジア太平洋地域研究第3巻1号』全南大学アジア太平洋地域研究会、2000年。
- 金雄基「二つの参政権の間に—在日韓国人の悩みと選択—」『韓民族研究（第8号）』韓民族研究会、2009年。
- 金雄基「在外国民参政権と在日同胞社会の変化」、『日本学（第32集）』東国大学日本学研究所、2011年。

- 金雄基「韓国国政参政権と在日韓国人母国修学生の政治參與意識」『韓日民族問題研究 (第 21 号)』、韓日民族問題学会、2011 年。
- 金太基「韓国政府と民団の協力と葛藤関係」『アジア太平洋地域研究第 3 卷 1 号』全南大学アジア太平洋地域研究会、2000 年。
- 金太基「韓半島統一と在日韓国人—統一問題をめぐる民族団体の分裂を中心に—」『韓国と国際政治 (第 17 卷、第 2 号)』慶南大学校極東問題研究所、2001 年。
- 金太基「米國務省の対日占領案と在日朝鮮人政策—日本通の在日朝鮮人に対する認識と政策決定過程を中心に—」『韓国東北亞論総 (第 33 集、第 4 号)』韓国東北亞学会、2004 年。
- 盧琦雲「民団の本国志向と韓日交渉」『擬制でみる韓日会談』国民大学校日本学研究所編、先人、2010 年。
- 裴薫「在日コリアンの日本内の法的地位」『高麗法学第 48 号』高麗大学校法学研究院、2007 年。
- 徐仲錫「李承晩政府初期の一民主義」『震檀学報 (83)』震檀学報、1997 年。
- 徐仲錫「李承晩大統領の反日運動と韓国民族主義」『人文科学 (30)』成均館大学校人文科学所、2000 年。
- 徐仲錫「悲劇の現代指導者—彼らは民族主義者であるか、反民族主義者であるか—」成均館大学校出版部、2002 年。
- 徐仲錫「李承晩の政治イデオロギー」歴史批評史、2005 年。
- 徐仲錫「李承晩と麗順 (麗水・順天) 事件」『歴史批評 (第 86 号)』歴史批評史、2009 年。
- 洪仁淑「第 2 次世界大戦直後、GHQ の在日朝鮮人政策」『韓日民族問題研究 (創刊号)』韓日民族問題学会、2001 年。
- 李誠「在日朝鮮人と参政権」『黃海文化 (冬)』새얼문화재단、2007 年。
- 李誠「韓日会談から見る朴正熙政権の在日同胞政策—帰化と永住権を中心に—」『사람 (第 33 卷)』수선사학회、2009 年。
- 李誠「韓日会談の在日朝鮮人の法的地位 (1951~1965 年)」成均館大学校博士学位論文、2013 年。
- 李誠「韓日会談 (1951~65) と在日朝鮮人の国籍問題—国籍選択論から帰化論まで—」『사람 (第 45 卷)』수선사학회、2013 年。
- 李宗勳「在外同胞法」の改正問題」『韓日民族問題研究 (第 5 号)』韓日民族問題学会、2001 年。
- イ・スンウ (이승우)「在日同胞の法的地位の制限と紛争解決」『韓国東北亞論総 (第 10 集 4 号)』韓国東北亞学会、2005 年。
- 李淵埴「日本帝国の崩壊と韓日両地域の戦後人口移動—両国民の帰還者と定着過程比較—」『Homo Migrans Vol. 2』移民人種研究会、2010 年。
- 李政洙「国籍法上の様々な論点に関する小考」『法曹 (第 54 卷第 6 号)』法曹協会、2005 年。
- イ・ジェボン (이재봉)「韓国協定とアメリカの圧力」『韓国東北亞論総 (第 15 集 1 号)』韓国東北亞学会、2010 年。
- イ・ジェジョン (이재정)「脱冷戦と韓国政府の在日同胞政策変化」『東アジア研究第 8 号』、高麗大学校東アジア研究団、2004 年。
- イム・ギョンテク (임경택)「近代日本の国籍制度と「日本人」の設定—「血統主義」と単一民族に根拠な変容過程」『韓国文化人類学 45 卷 2 号』韓国文化人類学会、2012 年。
- 張博陳「韓日会談開始前の韓国政府の在日韓国人問題に対する対応の分析」『韓民族研究』第 8 号、韓民族研究会、2009 年。
- 張博陳「韓日会談からの被害補償交渉の変化過程分析—植民地関係清算に対する「倍償」、「請求権」「経済協力」方式の「連続性」を中心に—」『精神文化研究 (第 31 卷第 1 号)』韓国学中央研究員、2008 年。
- 張博陳「韓日会談開始前、韓国政府の在日韓国人に対する対応分析—大韓民国の国家アイデンティティと「在日性」の起源—」『아세아연구 (第 52 卷、第 1 号)』、高麗大學校アジア問題研究所、2009 年。
- 鄭印燮「日北修交と在日僑胞の国籍」『ソウル国際法研究 (第 1 卷、第 1 号)』ソウル国際法研究院、1994 年。
- 鄭印燮「在日僑胞の法的地位」ソウル大学校出版部、1995 年。
- 鄭印燮「在日同胞の出入国と法的地位に関する法律」内容と問題」『ソウル国際法研究 (第 6 卷、第 2 号)』ソウル国際法研究院、1999 年。
- 崔永鎬「在日韓人民族教育運動に現れた対外連帯・ネットワーク」『韓日民族問題研究 (第 13 号)』韓日民族問題学会、2007 年。
- 崔永鎬「解放直後在日韓人民族教育の特徴と限界—朝聯の「本国」ローカリティー性向教育を中心に—」『韓日民族問題研究 (15 号)』韓日民族問題学会、2008 年。
- 崔永鎬「日本敗戦直後参政権問題に対する在日韓国人の対応」『韓国政治学会報 (第 31 卷、第 1 号)』韓国政治学会、2000 年。
- 崔永鎬「在日朝鮮人・韓国人社会の「本国」ローカリティー—初期民団の場合—」『ローカリティー人文科学』釜山大学校韓国民族文化研究所、2009 年。
- 崔永鎬「解放直後在日韓人団体の本国志向的性格と第一次韓日会談」『擬制でみる韓日会談』国民大学校日本学研究所編、先人、2010 年。
- チェ・ジンウク (최진옥)、「南北韓在外同胞の政策と統一過程から在外同胞の役割」『KINU 연구총서 (研究叢書)』統一府、2007 年。
- 崔弘基『韓国戸籍制度史研究』ソウル大学校出版部、1975 年。
- 外村大「韓日会談と在日朝鮮人—法的地位と処遇問題を中心に—」『歴史問題研究 (第 14 号)』韓国歴史研究会、2005 年。
- 韓敬九「韓日法的地位協定と在日韓人問題」『擬制でみる韓日会談』国民大学校日本学研究所編、先人、2010 年。

注

- 1) ここで在日コリアンとは、日本の朝鮮植民地支配の下で生計のために渡日した出稼ぎ者、戦時期に徴用・徴兵された者、ならびに解放直後の分断国家体制の下で韓国定着が困難なため日本に密入国した者などで、その後日本に定着した朝鮮民族を指す。
- 2) 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題（SCAPの対在日朝鮮人政策1945～1952年）』勁草書房、1997年。
- 3) 鄭印燮『在日僑胞の法的地位』ソウル大学校出版部、1995年。
- 4) 金奉燮「李承晩政府の時期における在外同胞政策」『博士学位論文』韓国学中央研究院、2010年。
- 5) アメリカの援助と反共政策の関連を表す事例として4・3事件当時の「韓国援助法案」をめぐるアメリカの圧力がある。1949年、トルーマン大統領は極東地域における民主主義の堡壘としての韓国の重要性を強調して1億5,000万ドルの大韓（民国）援助案を下院に要請し、「韓国援助法案」が可決されたが、米下院は大韓民国に一人、または一人以上の共産党員、もしくは現在の北朝鮮政権が支配している政党の党員を含んだ連立政府が組織された場合はこの法律による援助をすぐ中止するとの一項を加えて法案を可決した。
- 6) 金太基（1997）、pp.181～182。
- 7) 同上、pp.209～213、pp.287～288。
- 8) 同上、pp.442～445、pp.475～476。
- 9) 金太基「韓国政府と民団の協力と葛藤関係」『アジア太平洋地域研究第3巻1号』全南大学アジア太平洋地域研究会、2000年 p.63。
- 10) 金太基（1997）、pp.507～508。
- 11) 金太基（2000）、pp.64～65。
- 12) 金奉燮（2010）、pp.83～84。
- 13) 金太基（1997）、p.522。
- 14) 同上、pp.522～525。
- 15) 同上、pp.525～526。
- 16) 盧琦美「民団の本国志向と韓日交渉」『擬制でみる韓日会談』国民大学校日本学研究所編、先人、p.90。
- 17) 金太基（1997年）、pp.673～677。
- 18) 同上、p.677。
- 19) 盧琦美（2010）、p.90。
- 20) 金太基（1997）、pp.526～527。
- 21) 金太基（2000）、pp.68～70。
- 22) 鄭印燮（1995）、pp.134～135。
- 23) 金奉燮（2010）、p.93。
- 24) 太田修『日韓交渉—請求権問題の研究—』クレイン、2003年、p.48、p.81。
- 25) 李誠「韓日会談（1951～65）と在日朝鮮人の国籍問題—国籍選択論から帰化論まで—」『사림（第45巻）』수선사학회、2013年、pp.191～192。「平和条約に伴う国籍問題等処理要領」、1951年8月6日、法務府民事局、文書番号548。「平和条約に伴う国籍問題等処理要綱（法務府民事局案）」についての意見」、文書番号548。再引用。
- 26) 1951年7月「在日韓国人国籍と、地位問題における韓国側の立場」『韓・日会談予備会談：在日韓人の法的地位問題事前交渉、1951.5-9』分類番号723.1JA登録番号78（以下、『法的地位事前交渉』）。
- 27) 3・1独立運動とは1919年3月1日を期して展開された朝鮮民族の独立運動である。それを契機に国外では上海に大韓民国臨時政府がつくられ、間島地域を中心に独立運動抗争も活発化した。3・1独立運動精神とはこの運動の精神を継承することを自称したものであり、大韓民国は上海臨時政府を継承する国家であるとしている。
- 28) 張博陳「韓日会談に在日韓国人法的地位交渉の問題点検討—韓国政府の認識と対応を中心に—」『韓民族研究』第8号、韓民族学会、2009年、p.31～32。
- 29) 京郷新聞「在日同胞登録開始」1949年11月18日付。
- 30) 1951年9月10日「日本出張報告書」『韓・日会談予備会談：本会議の会議録、第110次、1951.10.20-12-4』分類番号723.1JA登録番号77。
- 31) 金奉燮（2010）、p.96。
- 32) 朝鮮戦争勃発後には、韓国国民を弁別するために、「避難民証明証」制度が1950年10月頃に設置され、これに基づいて「市民証」に交換する制度が始まった。市民証の発給過程に対しては警察官の審査と保証人2人が必ず必要となった。このような審査においては思想的に精密な検査がおこなわれたため、市民証がなければ即刻不純分子として処罰の対象となった。こうした国民管理制度を断行する李承晩政府の論理としては「善良な市民の身分保証を行い、悪質で破壊的な共産党すなわち北朝鮮を掃討するため」であると報道された。『東亜日報』「避難民證明書（피난민증명서）洞會（동회）서發行（발행）」1950年10月6日付、「市民（시민）의身分保障（신분보장）市民證制度實施（시민증제도실시）」1950年10月11日付、「市民證交付事務廿日부터各洞會서開始」1950年10月19日、金榮美「解放以後住民登録制度の変遷とその性格」『韓国史研究』136号、韓国史研究研究会、2007年、pp.302～308。
- 33) 在日韓僑とは、当時韓国政府が用いていた在日コリアンの総称である。
- 34) 1951年9月26日「在日韓僑の国籍及び居住権問題に関する件」『法的地位事前交渉』。
- 35) 1951年10月8日「在日韓僑の国籍や居住権問題に関する審議件」『法的地位事前交渉』。
- 36) 1951年10月30日「第1次在日韓僑法的地位委員会経過」『第1次韓・日会談：在日韓人の法的地位委員会会議録、第1-36次、1951.10.30 - 1952.4.1』分類番号723.1JA登録番号81（以下、『1次会談法的地位』）。
- 37) 1951年11月30日「第12次在日韓僑法的地位分科委員会報告」『1次会談法的地位』。

- 38) 李誠「韓日会談の在日朝鮮人の法的地位（1951～1965年）」成均館大學校博士学位論文、2013、p80。
- 39) 1951年12月3日「第13次在日韓僑法的地位委員会経過」『1次会談法的地位』。
- 40) 1951年12月7日「第15次在日韓僑法的地位委員会経過」『1次会談法的地位』。
- 41) 1951年12月12日「第16次在日韓僑法的地位委員会経過」『1次会談法的地位』。
- 42) 1951年12月18日「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側の提案」『1次会談法的地位』。
- 43) 1951年12月18日「第18次在日韓僑法的地位分科委員会会議録」『1次会談法的地位』。
- 44) 1951年12月21日「第20次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告」『1次会談法的地位』。
- 45) 1951年12月21日「第20回在日韓僑法的地位分科委員会経過報告」『1次会談法的地位』。
- 46) 1951年12月30日「韓日会談経過報告に関する件」『1次会談法的地位』。
- 47) 1952年1月21日「第23次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告」『1次会談法的地位』。
- 48) 1952年4月1日「在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協提案」『1次会談法的地位』。